

EU 犯罪被害者等権利指令とイスタンブール条約の概要について

琉球大学法務研究科教授

弁護士 齋藤 実

1 はじめに

欧州連合 (European Union、以下「EU」という。) 圏内の犯罪被害者等¹の保護の重要な規定として、「犯罪被害者の権利、支援及び保護の最低基準に関する 2012 年 10 月 25 日の欧州議会及び理事会指令」(Directive 2012/29/EU of the European Parliament and of the Council of 25 October 2012 establishing minimum standards on the rights, support and protection of victims of crime: Victims' Rights Directive、以下「EU 犯罪被害者等権利指令」という。)と、イスタンブール条約 (Council of Europe Convention on preventing and combating violence against women and domestic violence : CETS No.210) がある。

2 EU 犯罪被害者等権利指令について

EU 圏内においては、全ての犯罪被害者等が最低限の権利を享受できるよう法的枠組みを整備しており、その 1 つが EU 犯罪被害者等権利指令²である。

その内容は大きく 5 つに分かれており、①情報を受ける権利、②支援を受ける権利、③刑事手続に参加する権利、④保護を受ける権利、⑤補償を受ける権利が規定されている。

まず、①情報を受ける権利は、犯罪被害者等が自らの権利を理解し適切に行使するために定められており (第 2 章)、理解する権利と理解される権利 (第 3 条)、管轄当局の最初の接触から情報を受ける権利 (第 4 条)、苦情申し立て時の犯罪被害者等の権利 (第 5 条)、情報を受ける権利 (第 6 条) 及び通訳と翻訳の権利 (第 7 条) を規定する。②支援を受ける権利 (第 2 章) は、身体的あるいは精神的な損害の回復への支援を受けるために定められており、被害者支援サービスを受ける権利 (第 8 条) 及び被害者支援サービスからの支援 (第 9 条) を規定する。③司法手続に参加する権利 (第 3 章) は、意見陳述権 (第 10 条)、不起訴決定の場合の権利 (第 11 条)、修復的司法の保障を受ける権利 (第 12 条)、法的援助を受ける権利 (第 13 条)、費用の償還を受ける権利 (第 14 条)、財産の返還を受ける権利 (第 15 条) 及び他の加盟国に居住する被害者の権利 (第 17 条) を規定する。④保護を受ける権利 (第 4 章) は、二次被害などを防ぐための措置が講じるために定められており、保護を受ける権利 (第 18 条)、被害者と加害者の接触を避ける権利 (第 19 条)、捜査中被害者が保護を受ける権利 (第 20 条)、

¹ 犯罪被害者等とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう (犯罪被害者等基本法第 2 条第 2 項)。

² EU 犯罪被害者等権利指令以外にも犯罪被害者等への支援に関する指令は出されており、例えば、補償に関する指令 (2004/80/EC)、あるいは最近では女性に対する暴力および家庭内暴力に関する指令 (2024/1385/EU) などが出されている。

プライバシー保護の権利（第 21 条）、特定の保護ニーズを特定するための犯罪被害者等の個別評価（第 22 条）、刑事手続中に特別な保護を必要とする犯罪被害者等が保護を受ける権利（第 23 条）及び刑事訴訟における児童被害者が保護を受ける権利（第 24 条）を規定する。最後に、⑤補償を受ける権利では、刑事訴訟の過程で加害者からの賠償金の決定を受ける権利（第 16 条）を規定しており、合理的な期間内に賠償に関する決定を受ける権利などを内容とする³。

EU 犯罪被害者等権利指令が出されてから 10 年以上が経過したことから、2025 年 12 月、犯罪被害者等支援の課題の解決のため、欧州議会及び理事会が犯罪被害者等権利指令の改正に関する暫定合意（Provisional agreement on the revision of the Victims' Rights Directive、以下「暫定合意」という。）を締結した。

この暫定合意により、デジタル化への対応と犯罪被害者等への一層の支援の強化が謳われ、具体的には、EU 全域で通話可能な犯罪被害者等ホットラインの設置、犯罪通報の利便性の向上、子どもに対する特別措置（ビデオ録画による証言の活用など）、性犯罪被害者への医療ケアの充実、加害者からの賠償金の回収の支援等が規定された⁴。

3 イスタンブール条約について

2011 年、女性に対する暴力と DV の防止・根絶を目的として欧州評議会において批准された条約である。女性に対する暴力を人権侵害および差別の一種と定義し、①予防（Prevention）、②保護と支援（Protection and support）、③訴追（Investigation, prosecution, procedural law and protective measures）、④包括的政策（Integrated policies and data collection）という 4 つの視点（これらは「4Ps」と呼ばれている。）から規定されている。

まず、①「予防」は暴力等が発生する前の対策を定め（第 3 章、第 12 条乃至第 17 条）、ジェンダー平等の推進や加害者更生プログラムの実施などを内容とする。②「保護と支援」は犯罪被害者等の安全確保を定め（第 4 章、第 18 条乃至第 28 条）、シェルターの設置、24 時間対応のヘルプラインの設置等を内容とする。③「訴追」は法的に厳格な対応を定め（第 6 章、第 49 条乃至第 58 条）、ストーカー、強制結婚、女性器切除等の犯罪化を内容とする。最後に、④「包括的政策」は国をあげての連携対策の構築を定め（第 2 章、第 7 条乃至第 11 条）、政府機関、警察さらには民間団体などが連携する法的枠組みの構築を内容とする。

2023 年 10 月 1 日、EU 自体がこの条約に正式加盟したため、EU 加盟国でこの条約に未批

³ 国家補償制度については、Council Directive 2004/80/EC of 29 April relating to compensation to crime victims（国家補償令）に規定されている。ここでは、EU 加盟国内で発生した故意による暴力犯罪（Violent intentional crimes）の被害者等が、加害者から十分な補償を得ることができない場合に、国から公正かつ適切な（Fair and appropriate）補償を受けられることを規定している。なお、後述する暫定合意では、迅速な決定（Decision within a reasonable time）及び支払いの確実性（Support to ensure payment）が盛り込まれているとともに、国による立替払い（State advanced payment）の仕組みが重視されている。

⁴ <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2025/12/10/the-eu-strengthens-the-protection-and-support-of-victims-of-crime/>（最終閲覧：2025 年 2 月 11 日）

准であっても、条約の基準が EU 全域で適用されることになった。

4 フィンランドに与えた影響

(1) EU 犯罪被害者等権利指令について

フィンランドでは EU 犯罪被害者等権利指令の基準を満たすため、国が主導して犯罪被害者等への支援の整備をしている。

本視察先でもあったフィンランド犯罪被害者等支援協会 (Rikosuhripäivystys : RIKU)⁵ が、EU 犯罪被害者等権利指令に基づく法的義務として、国からの委託を受け全犯罪被害者への情報提供や付添支援などを全国展開している。

これ以外にも、以前は自治体が行っていたシェルター運営を国の全額負担とするとともに、その数も増やした。また、24 時間ヘルプライン (Nollalinja⁶) を開設し、DV・女性への暴力に特化した 24 時間無料電話相談窓口及びチャットサービスを開設した。

(2) イスタンブール条約について

イスタンブール条約が影響を与えたものの 1 つが性刑法の改正である。かつてフィンランドの性犯罪規定は暴行や脅迫の有無を基準としていたが、その後、自由意思による同意の有無の基準に変更した⁷。

この改正の影響は統計上にも表れており、例えば不同意性交罪の認知件数は、2014 年は 1019 件 (人口 10 万人当たり 1.84 人) だったのに対し、2023 年は 1919 件となった⁸。

5 まとめ

EU 犯罪被害者等権利指令やイスタンブール条約は、EU 諸国の犯罪被害者等支援を底上げするという大きな役割を果たしてきた。今後、2025 年の暫定合意が正式に採択されることで、一層の支援の拡充が期待される。EU 犯罪被害者等権利指令等は、日本の犯罪被害者等への支援を考えた時に、今日 EU 諸国で必要とされる犯罪被害者等支援を知ることができ、極めて有用である。

もっとも、これらはいくまでも EU 諸国が最低限守るべきものである。例えば多くの北欧諸国では子どもの家 (Barnahus) を導入し、またスウェーデンでは犯罪被害者庁を設置するなど、さらなる犯罪被害者等の支援を実現している。日本も EU 犯罪被害者等権利指令等を考慮しつつ、さらなる犯罪被害者等の支援を目指すことが期待されている。

⁵ 齋藤実「犯罪被害者等への民間団体による支援—「犯罪被害者等支援フィンランド」(Rikosuhripäivystys) を中心として—」学習院法務研究第 17 号 (2023 年) 55～63 頁。

⁶ フィンランド語で“nolla”はゼロを“linja”はラインを意味する。Nollalinja は女性への暴力ゼロを目指す象徴的な名称となっている。

⁷ 齋藤実「強制性交等罪における暴行・脅迫要件について」獨協法学 112 号 (2020 年 8 月) 381～394 ページ。

⁸ https://tuhat.helsinki.fi/ws/portalfiles/portal/590801591/Crime_trends_in_Finland_2024.pdf (最終閲覧：2025 年 2 月 11 日)